

取引先マスタ登録依頼書（法人・個人事業主）記入に際して（補足）

情報・システム研究機構

・従業員数

従業員数は、「常時使用する従業員数」をご記入ください。

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。

したがって、アルバイトなどの非正規職員でも、解雇する場合に30日前の予告が必要な労働者であれば、「常時使用する従業員」に含まれます。

参考 労働基準法

（解雇の予告）

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

○2 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

○3 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

・業種

業種が複数ある場合は、主に営んでいる業種を一つ選択してください。なお、当機構と契約している業務がこちらで選択した業種と異なっても構いません。

・設立年

設立年とは、法人登記をした年を指します。設立年が分からない場合は創業年(事業を開始した年)でも構いません。また、設立年が複数ある場合は一番新しい設立年をご記入ください。

※当機構と新たに取引を行う場合、取引先マスタ登録依頼書の他に誓約書の提出も必要となりますので、そちらのご記入もお願いいたします。